

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 中川郡本別町上本別10番地3
氏 名 有限会社 北海陸運 代表取締役 小川 哲也

本別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証します。

本別町長 佐々木基裕



許可の年月日 令和 5 年 8 月 17 日

許可の有効期限 令和 7 年 8 月 16 日

1 事業の範囲

事業の区分 収集・運搬

一般廃棄物の種類

- ・事業系一般廃棄物(金属類、缶類、びん類、紙パック、ダンボール、新聞紙雑誌、その他紙製容器類、プラスチック類、ペットボトル、木くず、衣類、生ゴミ、埋立ごみ、粗大ごみ、危険ごみ、動物の死体、廃食用油)
- ・抜根、枝条、間伐材、流木、草木、伐木、ボサ、木くず

2 許可の条件

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を遵守すること。

3 許可の変更